

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

佐賀厚生年金 事案 1221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

昭和46年10月から49年3月末までA社に勤務したが、国（厚生労働省）の記録では同年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失となっている。同年3月分の厚生年金保険料が控除された給料支払明細書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人から提出された昭和49年4月分の給料支払明細書並びに事業主の回答により、申立人が申立期間において、A社に在籍していたことが推認できる。

また、申立人は昭和46年10月21日に資格取得しているところ、翌月の同年11月分の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることから、A社の保険料控除は翌月控除であると考えられるところ、49年4月分の給料支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し

ていたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月30日から同年5月1日まで

昭和51年11月1日からA社に勤務し、52年5月1日からグループ企業内のB社に、53年12月1日からC社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が空白となっており納得がいかないため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年5月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、事業主が申立人の資格喪失日を昭和52年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1223 (事案 79、915 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 23 日から 39 年 2 月頃まで

A社(現在は、B社)に係る在職証明書には、昭和 36 年 3 月 21 日から 37 年 2 月 5 日までの期間において同社に在籍していた旨が記載されているのに、国(厚生労働省)の記録では、36 年 12 月 1 日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされ、また、38 年 9 月から C 社で 1 年ほど勤務していたが、国の記録では、同年 10 月 23 日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされていることから、これら国の記録に納得がいかないとして、年金記録確認第三者委員会に 2 度にわたり申し立てたが、いずれも記録訂正が認められなかった。

平成 21 年 11 月 4 日付け訂正不要の通知の後、A 社の同僚が自身の同社在籍中には厚生年金保険の未加入期間は無い旨を証言してくれたので、再度調査してほしい。

また、C 社に係る記録についても、記録訂正が認められないのに納得がいかない。再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人と同時期に採用された同僚の厚生年金保険の記録から、A 社においては、採用後、速やかに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえるとして、また、申立期間②に係る申立てについては、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 38 年 9 月 2 日に資格取得、同年 10 月 23 日に資格喪失とされており、その後再度資格を取得したことを示すような記載は無く、整理番号に欠番も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年

6月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間①に係る再申立てについては、当時、A社で勤務していた同僚に係る人事記録及び厚生年金保険の記録によれば、同社における厚生年金保険加入日は、採用日から最短で5か月後、最長で58か月後となっていることが確認できること、及び申立人と同じく昭和36年3月21日付けで同社に採用された者の氏名が記載されている名簿（申立人が記載されているページで、申立人を含め15人が連記されている。）に記載されている者15人のうち、同社D支店に配属されている2人は、採用日から2か月以内に厚生年金保険に加入しているものの、それ以外の13人のうち申立人を含む5人は、同年12月1日に厚生年金保険に加入しており、残りの8人は同社に係る厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、当時、同社では、入社後直ちに社員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえるとして、また、申立期間②に係る再申立てについては、C社を退社後に就職した別の事業所に係る申立人の雇用保険被保険者資格取得日が39年4月19日となっており、申立期間②の一部（前回の申立期間は、昭和38年10月23日から39年9月頃まで）と重複するとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 今回、申立人は、申立期間①について、A社における当時の同僚が、同社に在籍中は厚生年金保険の未加入期間は無い旨を証言しているとして、再々申立てを行っているが、B社が保管する当該同僚に係る人事記録によると、当該同僚のA社における入社日は、昭和30年2月11日であるところ、オンライン記録における当該同僚の同社に係る資格取得日は同年4月1日となっており、当該同僚の入社日と資格取得日は一致していない。

また、上記の同僚は、「入社直後は本採用ではなく、臨時雇用だった。申立人とは部署が異なっていた。」旨供述している。

さらに、申立人と同じE学校を昭和36年3月に卒業し、申立人と同日（昭和36年3月21日）付けでA社に就職した元同僚は、「昭和36年9月頃、A社を退職し、すぐに別の事業所に就職した。」と供述しているところ、当該同僚がA社において厚生年金保険に加入していたことを示す記録は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、新たな資料等の提供は無いものの、前々回及び前回の結果に納得できないとして、再々申立てを行っているが、改めて、申立期間②当時、C社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち所在が確認できた8人に対し照会したところ、回答が得られた6人は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間②における保険料控除及び勤務実態について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 13 日から 7 年 7 月 20 日まで

申立期間においてA社で勤務し、給与から保険料が控除されていたと思うが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む前後の期間において国民年金に加入し、申立期間の全てについて国民年金保険料を免除されていることが確認できる。

また、A社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、当時の事務担当者も分からないため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か、及び申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得に関する届出を行ったか否かについては不明であると回答している。

さらに、申立人は、A社に入社した当時、同社の社員数は 33 人又は 34 人であったと供述しているところ、オンライン記録によると、申立人が同社に入社した平成 6 年 9 月 13 日時点で、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していた者は 23 人であることが確認できる上、申立人が記憶する同僚二人のうち一人は、オンライン記録において同社に係る厚生年金保険の被保険者となっていないことから判断すると、申立期間当時、同社では、全ての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたわけではなかったことが

うかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。